

令和5年度JEES留学生奨学金（少数受入国）

（公財）日本国際教育支援協会（以下、「財団」という）からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、「令和5年度JEES留学生奨学金（少数受入国）募集・推薦要項（以下、「募集要項」という）」で詳細を確認してください。

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。 <u>(注) 国籍要件は、募集要項4枚目にある「別紙」を参照のこと。</u> (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 2023年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。 また、応募する奨学金の受給年度において休学、原級、在籍原級、留籍の見込みがないこと。 (4) 2023年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。
推薦者数	<p style="text-align: center;">明治大学として3名</p> <p>※明治大学での選考後、財団による選考が行われます。</p>
学内締切（厳守）	<p style="text-align: center;">2023年5月26日（金）17:00</p> <p>①事務室への提出 ②メール必着（郵送不可）の両方を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出書類	<p>「募集要項」「7.応募・推薦書類」に記載された以下の<u>応募書類2点を、①紙で印刷したもの窓口に提出すると同時に②メールで提出</u>してください。</p> <p><u>(1) 願書（様式1）(2)推薦理由書（様式2）（注）</u> <u>(注) (2)は指導教員より取り付けること。ただし、学部2年生で指導教員がおらず、推薦書を取り付けることが難しい場合は、国際教育事務室まで事前に相談すること。</u></p>
提出先	<p>①国際教育事務室（駿河台/和泉/生田）または中野教育研究支援事務室への提出 ② isupport@meiji.ac.jpへのメール提出</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。 (2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。 (3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、<u>直接、当該財団に問い合わせないでください。</u> (4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。 (6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。
個人情報の取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	<p>〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当 (03-3296-4146)</p>

令和5年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES 奨学金」の運用に供している。これにより、「令和5年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、我が国が受け入れている留学生のうち、少数受入国出身者で、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2 応募資格

次の各号に該当する者

- (1) 私費外国人留学生のうち正規生として或いは大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき日本の大学(大学院を含む。以下「大学」という)に、
 - (ア) 令和5年4月に在籍する者。
 - (イ) 令和5年度秋学期に入学予定の者。
- (2) 採用された場合の受給期間が1学年相当以上ある者。
- (3) 別紙に記載する国・地域の出身者で、日本に在留する間の在留資格が「留学」であること。
- (4) 上記に加え、ウクライナからの留学生等、大学において特別な支援が必要と判断する国・地域の出身者。
- (5) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く]。
- (6) ボランティア活動や国際交流活動等の実績又はこれらの活動への意欲のある者。
- (7) 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- (8) 支給開始時に在籍する(在籍予定の)大学の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

10名程度

4 支給内容

月額奨学金 50,000円

5 支給期間

以下の期間(最長2年間)とする。

- (ア) 令和5年4月時点において大学に在籍する者
令和5年4月から最長で令和7年3月まで
- (イ) 令和5年度秋学期に入学予定の者
令和5年9月から最長で令和7年8月まで又は令和5年10月から最長で令和7年9月まで

但し、特段の理由により支給開始年月の翌月以降に渡日する場合は、渡日月から上記(ア)又は(イ)の支給終了年月までを最長の支給期間とする。

なお、支給期間内に在籍課程を修了し同一大学の上位課程に進学した者は、所定の手続きにより、上記(ア)又は(イ)の支給終了年月までを最長として継続受給できる。

6 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学において3名までとする。

7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式 2)			推薦理由は、指導教官等が記入すること

※提出方法の詳細については別に案内する。

8 応募・推薦書類の提出期限

令和 5 年 6 月 7 日(水)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合及び提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6 の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和 5 年 8 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学生は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学生受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学生受給終了後 1 か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学生を受給した者は、自身の進路について、奨学生受給時の在籍課程卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学生受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

12 本奨学生の支給の休止、終了又は決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学生の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学生支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学生の支給期間内において奨学生の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学生の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。
- (4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学生の返還義務を負わない。但し、12 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学生の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学生採用決定(本奨学生選考結果通知を大学が受領した時点)前に他の奨学生の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学生奨学生として採用された場合、他の奨学生を受給することを目的として本奨学生を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学生に応募することはできない(但し、本奨学生の受給終了後に受給を開始する他の奨学生は除く)。
- (4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学生を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学生事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。但し、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から⑤の目的で利用する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式又は交流会等の開催時のため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 井上正幸

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

TEL: 03-5454-5274

E-mail: ix@jees.or.jp

以 上

**令和 5 年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)
対象国・地域一覧**

※日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」データより、過去 3 年(令和 2 年度～令和 4 年度)の私費留学生数の平均が 20 名以下の国・地域

【アジア】	【欧州】	【中南米】
ブルネイ	アイスランド	アンティグア・バーブーダ
モルディブ	アルバニア	ウルグアイ
【アフリカ】	アルメニア	ガイアナ
アンゴラ	アンドラ公国	キューバ
エスワティニ王国	エストニア	グレナダ
エリトリア	北マケドニア	ジャマイカ
カーボベルデ	キプロス	スリナム
ガボン	クロアチア	セントクリストファー・ネーヴィス
ガンビア	コソボ共和国	セントビンセント及びグレナディーン諸島
ギニア	サンマリノ	セントルシア
ギニアビサウ	ジョージア	ドミニカ共和国
コモロ	スロバキア	ドミニカ国
コンゴ共和国	スロベニア	トリニダード・トバゴ
サントメ・プリンシペ	バチカン	ニカラグア
シェラレオネ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ハイチ
ジブチ	マルタ	パナマ
セーシェル	モナコ	バハマ
赤道ギニア	モルドバ	パラグアイ
ソマリア	モンテネグロ	バルバドス
チャド	ラトビア	ベリーズ
中央アフリカ	リヒテンシュタイン	ボリビア
トーゴ	ルクセンブルク	ホンジュラス
ナミビア	【大洋州】	【中東】
ニジェール	キリバス	イエメン
ブルンジ	クック諸島	イラク
南スーダン	サモア独立国	オマーン
モーリシャス	ゾロモン諸島	カタール
モーリタニア	ツバル	クウェート
リビア	トケラウ	バーレーン
リベリア	ナウル	レバノン
レソト	ニウエ	
	ニューカレドニア	
	バヌアツ	
	パラオ	
	マーシャル	
	ミクロネシア	

以上 94 か国